

丸亀市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した財政援助団体への監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成25年12月25日

丸亀市監査委員 三 谷 英 昭

丸亀市監査委員 松 浦 正 武

監査対象団体 丸亀市飯綾商工会

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 24 年度及び平成 25 年度（平成 25 年 7 月 31 日現在）に支出した「丸亀市飯綾商工会」への補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 25 年 9 月 6 日から 9 月 26 日
- 4 監査執行日 平成 25 年 9 月 27 日
- 5 補助金の概要

補助金等の名称	補助金等の額	
	平成 24 年度	平成 25 年度
飯綾商工会運営補助金	5,000,000 円	5,000,000 円
所管課	産業文化部産業振興課	

※平成 24 年度は決算額、平成 25 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 事業

- ① 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- ② 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- ③ 商工業に関する調査研究を行うこと。
- ④ 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- ⑤ 香川県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- ⑥ 全国商工会会員福祉共済事業を行うこと。
- ⑦ 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。
- ⑧ 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- ⑨ 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- ⑩ 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- ⑪ 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- ⑫ 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- ⑬ 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。
- ⑭ 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(3) 事務所の所在地

丸亀市飯山町川原 983 番地 3

従たる事務所

丸亀市綾歌町栗熊西 1638 番地

(4) 構成

会員、特別会員

(5) 会議

総会、理事会、部会、委員会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 2 名、理事 21 名、監事 2 名

7 監査方法

丸亀市飯綾商工会への平成 24 年度及び平成 25 年度(平成 25 年 7 月 31 日現在)に丸亀市から受けた補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

- 内容の異なるもので同じ伝票番号が 2 件あったり、伝票番号が連続していないものがあったので、注意して出納業務を行うこと。また、伝票作成を誤った時は、訂正した跡が分かるようにしておくこと。
- 補正予算は本来、総会の承認を得なければいけないが、その都度総会を開くことが難しいのであれば、事前に会長等の決裁があれば予算を補正する等ができるように決裁規程を整備し、次期総会に報告をすること。
- 1 件の請求書で複数の部署等から支払う場合は、支出何兼支出伝票に支払額の内訳明細を記載すること。
- 切手代やコーヒー代の購入で個人が立替払をした時に、支出伝票を作成せずに支払いをしていたので、必ず支出伝票を作成してから支出すること。
- 平成 24 年 3 月 31 日の文具類の請求書を平成 24 年度予算で支出しているが、債務が発生した年度で支払いをすること。

II 検討すべき事項（意見）

- 貸借対照表で、固定資産の建物と残高勘定の建物残高が同額であり減価償却をしていないが、今後は固定資産の減価償却の考え方を取り入れていただきたい。
- 綾歌支所で個人の立替払による支出が見受けられるが、できる限り個人の立替払はせず、小口現金等で対応していただきたい。

監査対象団体 やすらぎと生きがいのある町たるみをつくる会

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成24年度及び平成25年度(平成25年7月31日現在)に支出した「やすらぎと生きがいのある町たるみをつくる会」への補助金及び垂水コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成25年9月6日から9月26日
- 4 監査執行日 平成25年9月27日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	平成24年度	1,398,900円
	平成25年度	1,509,100円
名 称	丸亀市垂水コミュニティセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	平成24年度	6,644,676円
	平成25年度	6,670,000円
所 管 課	生活環境部地域振興課	

※平成24年度は決算額、平成25年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

垂水地区住民の自主性と相互の信頼関係に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざして、心ふれあう住みよい豊かな町づくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ① 啓発活動の積極的推進
- ② 健康づくり運動の推進
- ③ 保健栄養思想の普及
- ④ 地域環境対策の推進
- ⑤ 社会福祉の増進及びコミュニティづくり
- ⑥ 教育文化活動及びレクリエーションの推進
- ⑦ 生活改善指導の推進
- ⑧ 自治会、関係機関、諸団体との連絡運営及び諸事業に協力、推進
- ⑨ その他、本会目的達成のために必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市垂水町 1344 番地 1 丸亀市垂水コミュニティセンター内

(4) 会員

垂水校区内の住民及び関係諸機関並びに諸団体

(5) 会議

総会、役員会、部会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 4 名、事務局長 1 名、会計 1 名、書記 1 名、監査 2 名
幹事 若干名

7 監査方法

地区コミュニティ『やすらぎと生きがいのある町たるみをつくる会』への平成 24 年度及び平成 25 年度(平成 25 年 7 月 31 日現在)補助金及び垂水コミュニティセンター指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金並びに指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

(1) 補助金に関する事項

- ボランティア保険料を平成 24 年度で 2 年分支払っているが、契約年度ごとに支払うこと。
- 事業に掛かる経費を部会に一括して支出した時は、事業終了後精算し、残額があればコミュニティ会計に返金すること。
- 会費を徴収して歓送迎会を行った際に、支出総額より会費収入を差し引いた額を支出額としているが、会費収入については収入票により入金し、掛かった経費の総額を支出票により支出すること。
- チャレンジデーの経費 5 万円をコミュニティ会計で支出したものを、体育協会垂水支部から 5 万円返金されているが、この場合の会計処理は収入とするのではなく、支出の減額として処理すること。

(2) 指定管理委託料に関する事項

- 年度末の精算により指定管理料を返金する場合は、支出伝票を作成すること。

- 無償で会議室等を使用させる場合も、使用許可申請書を提出させて、それに対する使用許可証を発行すること。
- 労働・社会保険諸法令に基づく書類の作成、提出及び帳簿類の作成、管理業務契約書第1条の契約の更新で、「甲と乙の間の業務委託契約期間は、1年間とする。契約期間満了の日または変更を希望する日の1ヶ月前までに甲、乙いずれかの意思表示がない場合は、従前と同一の内容をもって、1年間の契約を更新するものとする。」といういわゆる自動更新条項が規定されているが、後年度予算の裏づけがないので単年度契約とし、期間満了ごとに新たな契約を締結すること。
- 会議室の使用料を返金する場合は、収入の減額として処理すること。また、通勤費340円を誤って支出したものを返金しているが、この場合は収入ではなく支出の減額として処理すること。
- 指定管理料で購入した備品は、市の基準に従い備品台帳を作成すること。

II 検討すべき事項（意見）

（1）補助金、指定管理委託料に関する共通事項

- コミュニティ及び指定管理の会計については個人の立替払による支出が多く見受けられるが、できる限り個人の立替払はせず、小口現金等で対応していただきたい。

監査対象団体 飯山南コミュニティ協議会

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成24年度及び平成25年度(平成25年7月31日現在)に支出した「飯山南コミュニティ協議会」への補助金及び飯山南コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成25年9月6日から9月26日
- 4 監査執行日 平成25年9月27日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	平成24年度	1,517,800円
	平成25年度	1,624,000円
名 称	丸亀市コミュニティまちづくり補助金	
交 付 根 拠	丸亀市コミュニティまちづくり補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域の特色を活かしたコミュニティによるまちづくりを推進するため、地区コミュニティが自主的に策定したまちづくりに関する計画に基づいて実施する事業に対して、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	平成24年度	300,000円
	平成25年度	300,000円
名 称	丸亀市飯山南コミュニティセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	平成24年度	6,380,000円
	平成25年度	6,380,000円
所 管 課	生活環境部地域振興課	

※平成24年度は決算額、平成25年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

飯山南地区住民の自主性と相互の信頼に基づく生活共同体として快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざして、心ふれあう、住みよい、豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ① まちづくりに関する啓発活動の積極的推進
- ② 地域問題の対策と解決

- ③ 地域福祉の増進及びコミュニティづくり
- ④ 青少年健全育成の推進
- ⑤ 文化活動の積極的推進
- ⑥ 生活改善及び保健衛生思想の普及
- ⑦ 体力の維持増進を図る諸活動の推進
- ⑧ 心のふれあいを深める活動の推進
- ⑨ 指定管理業務
- ⑩ その他、本会の目的達成に必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市飯山町上法軍寺 1167 番地 5 丸亀市飯山南コミュニティセンター内

(4) 会員

飯山南地区内の住民及び関係諸機関並びに諸団体

(5) 会議

総会、役員会、部会、部長等連絡会、実行委員会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 2 名、会計 1 名、書記 1 名、監事 2 名、理事 若干名

7 監査方法

地区コミュニティ『飯山南コミュニティ協議会』への平成 24 年度及び平成 25 年度(平成 25 年 7 月 31 日現在)補助金及び飯山南コミュニティセンター指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

(1) 補助金に関する事項

- 会費を徴収して年末反省会を行った際に、支出総額より会費収入を差し引いた額を支出額としているが、会費収入については収入票により入金し、掛かった経費の総額を支出票により支出すること。

(2) 指定管理委託料に関する事項

- 平成23年12月から平成24年3月末までに購入したものを、平成24年度予算で支出しているが、購入した年度で支出すること。
- 自動販売機設置に関する覚書の第7条で、「契約して期間満了の際、双方異議なき場合は、契約を1ヶ年延長し以後も同様とする。」といういわゆる自動更新条項が規定されているが、単年度契約とし契約期間満了ごとに新たな契約を締結すること。また、浄化槽維持管理業務委託契約も同様に自動更新条項が規定されているが、後年度予算の裏づけがないので、単年度契約か長期継続契約とし、期間満了ごとに新たな契約を締結すること。

II 検討すべき事項（意見）

(1) 補助金、指定管理委託料に関する共通事項

- コミュニティ及び指定管理の会計については個人の立替払による支出が多く見受けられるが、できる限り個人の立替払はせず、小口現金等で対応していただきたい。

(2) 補助金に関する事項

- 飯山南コミュニティ会計から法の郷いきいきまつり実行委員会へ経費を支出しているが、このまつりが地域のコミュニティ活動の一環であるならば、組織としての位置付けを明確にし、その収支についてはコミュニティの総会で報告するとともに、年度末で精算し、余剰金が発生した場合はコミュニティ会計へ返納していただきたい。

(3) 指定管理委託料に関する事項

- 業者等から見積書を受け取った際には会長に決定印を押印してもらい、金額決定の根拠として契約書等に添付しておいていただきたい。